

# 再就職等監視委員会の活動状況

(令和2年度)

## 1. 再就職等監視委員会の概要

### (1) 再就職等監視委員会について

一般職の国家公務員の離職後の再就職については、平成19年の国家公務員法（以下「国公法」という。）の一部改正により、従来の営利企業への就職の制限が廃止され、新たに、①他の役職員の離職後の就職のあっせん規制（国公法第106条の2）、②利害関係企業等に対する役職員の求職活動規制（国公法第106条の3）、③退職した役職員によるかつて在職した機関の役職員に対する働きかけ規制（国公法第106条の4）が導入された。これらの再就職等規制については、国の行政機関の人事管理に関し使用者としての責任を有する内閣総理大臣が、公正かつ厳格に規制の遵守を監視することとされ、国民の信頼に応えられる実効性のある監視体制を確立するため、規制違反に対する調査や承認は第三者機関が行うこととされた。

このような経緯から、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の下に置かれる独立性の高い監視機関として、国公法に基づき、内閣府に再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）が設置された。委員会は、内閣総理大臣の委任を受けて、再就職等規制違反行為に関する調査及び規制の例外承認等の権限を行使し、再就職等規制の遵守を図っている。

### (2) 再就職等監視委員会の委員長及び委員

委員会は、委員長及び委員4名をもって組織される。委員長及び委員は、人格が高潔で、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であって、かつ、役職員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、国会の両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する（任期3年）。

令和2年度においては、委員長及び委員の任期が、令和3年3月20日に満了するため、令和3年1月21日に委員長及び委員の人事案が第204国会に提示された。人事案は2月9日に衆議院、2月10日に参議院において同意され、3月21日に内閣総理大臣が委員長及び4名の委員を任命した。

## 表 委員長及び委員

(令和3年3月20日まで)

職名	氏名	就任状況	主な職歴
委員長(常勤)	井上 弘通	H30.3.21～	元大阪高等裁判所長官
委員(非常勤)	伊東 研祐	H24.3.21～	慶応義塾大学名誉教授
委員(非常勤)	篠原 文也	H24.3.21～	政治解説者・ジャーナリスト
委員(非常勤)	尾花 真理子	H27.3.21～	弁護士
委員(非常勤)	西村 美香	H30.3.21～	成蹊大学法学部教授

(令和3年3月21日以降)

職名	氏名	就任状況	主な職歴
委員長(常勤)	井上 弘通	H30.3.21～	元大阪高等裁判所長官
委員(非常勤)	尾花 真理子	H27.3.21～	弁護士
委員(非常勤)	西村 美香	H30.3.21～	成蹊大学法学部教授
委員(非常勤)	橋爪 隆	R 3.3.21～	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員(非常勤)	原田 久	R 3.3.21～	立教大学法学部教授

原田久委員 西村美香委員 尾花真理子委員 橋爪隆委員



井上弘通委員長

### (3) 令和2年度の委員会の開催状況

委員会の会議は、平成24年3月に第1回の委員会が開催されてから、令和2年度末までに計152回開催されている。

令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言下にあった4月は開催を見合わせたものの、5月以降、計15回の委員会を開催した。各回において、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する調査結果などに関して議論を行っている。各委員からの主な指摘事項は以下のとおりである。

#### ○制度の周知・理解促進について

- ・ 再就職先の営利企業等が、再就職等規制についてよく知らないということがしばしば見受けられるので、もっと周知に力を入れるべきではないか。また、国の担当者でも、利害関係の捉え方について誤解しているところがあるようなので、研修の場などでより一層注意喚起を図るべきではないか。

#### ○違反を防止するための府省庁における対応について

- ・ 違反行為を防止するには、上層部の姿勢が重要である。違反防止に向けて職員の意識を高めるためには、形式的な注意喚起だけではなく、職員が規制の趣旨を理解するように、上層部が規制の浸透を図る姿勢を見せ、折に触れて業務や慣行を見直すなど具体的な取組を主導することが必要ではないか。
- ・ 発令後の人事異動情報について、退職者情報を含む場合には、国民から疑念を抱かれないよう、外部への提供等は慎重に取り扱う必要がある。

#### ○国民の疑念を招かないため職員が注意すべき行動について

- ・ 求職活動を行った時期に利害関係がなければ再就職等規制違反とはならないものの、退職時や求職活動を行った時点から近い時期に利害関係が認められる営利企業等に再就職をすることは、国民からの疑念を招きかねないため、慎重に考えてもらいたい。
- ・ 退職予定の職員が、関係者に退職の挨拶をして回ることはあると思うが、その際、利害関係企業等に対する事実上の求職活動にならないよう注意してほしい。また、再就職等規制には抵触しないとしても、挨拶後、程なくその企業等に再就職した場合などは国民の疑念を招きかねないので、時期等について再考した方が良いのではないか。

#### ④ 委員会に置かれた組織

委員会には、再就職等規制違反行為の調査等を行う再就職等監察官（以下「監察官」という。）が置かれている。監察官は、その職務の公正性を担保する観点から、委員会の議決を経て、役職員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を持たない者を任命することとされている（常勤の監察官2名、非常勤の監察官7名（令和3年3月31日現在））。

また、委員会の事務を処理するため、事務局が置かれている（定員15名（令和3年3月31日現在））。

## 2. 再就職等規制違反行為への対応

委員会では、国公法、独立行政法人通則法及び自衛隊法の規定に基づき、再就職等規制が適用される一般職の国家公務員、行政執行法人の役員及び防衛省の一般定年等隊員（定年が60歳以上の自衛隊員）の再就職等規制の遵守を図っている。これらの者について再就職等規制違反の疑いがある情報を得た場合には、内容を精査し必要な確認を行った上で、国公法等に基づき調査手続を開始することとなる。

### (1) 再就職等規制違反行為に対する調査手続の概要

再就職等規制の違反が疑われる事案の事実解明のための調査や、規制に違反した職員に対する懲戒処分等の措置は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、原則として各府省等の任命権者が行うこととなるが、再就職等規制違反が疑われる事案の調査については、その客観性・公正性を確保するとともに事実の解明に向けた調査が十分に行われるよう、委員会が一定の関与をすることが国公法に規定されている。

任命権者が職員又は職員であった者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思われるときは、国公法等の規定に基づき、任命権者が委員会に報告を行った上で調査を実施することとなるが、調査が適切に行われるよう、委員会は、任命権者の行う調査に関与する。また、必要があると認めるときは、委員会が任命権者と共同で調査を行うことができる。さらに、任命権者が行う調査では調査の客観性・公正性を確保できないことが明らかであるなど、特に必要があると認めるときは、委員会が自ら調査を行うことができることとされている。

### (2) 再就職情報の精査

国家公務員の再就職については、その透明性を確保するため、国公法第106条の24等の規定に基づき、①役職員が在職中に再就職の約束をした場合、②管理職職員であった者が離職後2年間に独立行政法人等の役員に再就職しようとする場合、③管理職職員であった者が離職後2年間に②以外の営利企業及び営利企業以外の法人に再就職した場合、役職員又は元役職員は、①については任命権者に、②及び③については内閣総理大臣に届出を行わなければならないこととされている。なお、①の任命権者に対する届出のうち、管理職職員が届け出たものについては、任命権者が内閣総理大臣に速やかに届出に係る事項を通知することとされている。

管理職職員の再就職情報については、国公法第 106 条の 25 等に基づいて、内閣において一元管理され、四半期ごとにその内容が取りまとめられて公表されているが、委員会では、国公法等の規定に基づき、当該事務を担当する内閣人事局に対し再就職届出情報のデータの提出を求め、提出を受けた全ての再就職案件（令和 2 年度の提供数は約 1,800 件）について、再就職の経緯等の確認を行っている。その上で、必要に応じて、再就職した元役職員や人事当局、再就職先などに対して予備的な調査を自ら実施し、又は任命権者に行わせ、その結果、再就職等規制に違反する行為が行われた疑いがある場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。

### ③ その他の監視活動

委員会では、新聞・雑誌等に載せられた記事など様々な情報から違反行為の疑いに関する情報を収集している。

また、委員会では、広く違反行為の疑いのある情報を収集するため、職員や一般の国民に向けての違反通報窓口を設置している。当該窓口に寄せられた情報については、必要な確認を行った上で、再就職等規制に係る違反行為の端緒となる情報と判断した場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。

#### 違反情報受付窓口

再就職等監視委員会では、再就職等規制違反行為に関する情報収集のため、規制違反行為に関する情報を幅広く受け付けています。**秘密を厳守します。**

【電話】 03-6268-7660 から 7668、7681

【郵送】 内閣府 再就職等監視委員会 再就職等監察官宛  
〒100-0004 千代田区大手町一丁目 3 番 3 号  
大手町合同庁舎 3 号館

【メールフォーム】 <https://form.cao.go.jp/kanshi/opinion-0003.html>

※内閣府再就職等監視委員会 HP (<https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>) に掲載

### ④ 再就職等規制違反事案の概要

委員会の成立（平成 24 年 3 月）以降令和元年 3 月末までの間においては、21 事案の再就職等規制違反を認定した。

調査の結果、令和 2 年度において再就職等規制違反が認定された事案は 2 件あり、その概要は以下のとおりである。

表 令和2年度における再就職等規制違反認定事案の概要等

違反行為	関係府省	事案概要
<p>在職中に利害関係企業等に対し再就職の要求及び自己に関する情報提供を行った事案（国公法第106条の3第1項違反）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>地方支分部局の元所長級職員が、在職中の平成21年7月から10月にかけて、利害関係企業等に当たる企業に対し離職後に同企業の地位に就くことの要求を行うとともに、履歴書等自己に関する情報を提供していたもの。</p>
<p>営利企業等からの要望等に応じ他の複数の職員に関する情報等を提供し、あっせんを行った事案（自衛隊法第65条の2第1項違反）</p>	<p>防衛省</p>	<p>陸上自衛隊の将補級職員が、募集・援護課長在任時に再就職等規制導入後（平成27年10月以降）も退官が予定される将官の再就職に関する希望等を聴取・管理し、営利企業等からの要望・照会に応じて将官に関する退職予想時期等の情報を提供していたもの。また、他の一部の募集・援護課職員が同様の行為を行っていたことも確認された。違反者等に対し懲戒処分等が行われるとともに、防衛省において事案の概要が公表された。</p>

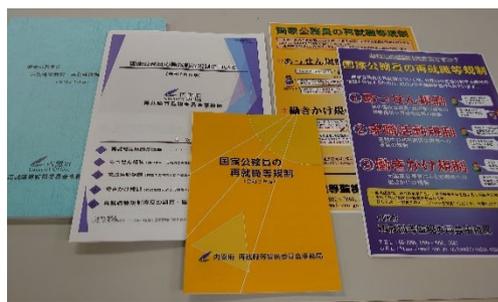
### 3. 再就職等規制に関する周知・広報活動

#### (1) 職員に対する周知・研修

委員会では、各府省の退職管理担当者に対し制度説明会を実施し、担当者自身の制度理解及び所属職員への制度周知の徹底を促すとともに、研修に活用できるパンフレット等の作成や講師派遣協力等により各府省等における制度周知・研修に対する支援を行っている。



令和2年度本府省説明会の様子



研修・広報資料

制度説明会については、例年、本府省及び地方機関で実務を担う各府省等における退職管理担当者等を対象に全国で実施しているところ、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、各地の地方支分部局等の退職管理担当者を対象とした説明会は中止し、感染対策を行った上で本府省担当者に対する説明会のみ開催した。

本府省説明会では、再就職等規制制度全般、再就職を行った際の届出手続、違反に関する調査・監視体制についての説明を、過去の違反事案の例を紹介するなどして、より具体的・実践的な内容で実施し36機関の参加を得た。

他方、説明会を実施できなかった地方支分部局等の退職管理担当者に対しては、説明会の代替措置として、音声付きの説明資料等を作成し、各府省の職員が閲覧できる政府共通インフォメーションボードに掲載し受講を求めた。(令和元年度における地方支分部局等の担当者説明会参加機関は368機関であるところ、令和3年3月末時点における説明資料等への総アクセス件数は約2,300件)

また、再就職等規制に関するパンフレットについては、より分かりやすい内容になるようQ&Aを充実させる、(3)に記載する官民人材交流センターと連携した内容を盛り込むなどの改訂を行った。

#### (2) 営利企業・団体に対する周知・広報

再就職等規制に関しては、職員自身が規制遵守を徹底することは当然の

ことながら、再就職先となる営利企業・団体に対しても規制の内容を周知し理解を得ることが重要であることから、委員会では、再就職等規制について営利企業・団体に対し理解を促すリーフレットを作成し、例年、全国の経済団体等を訪問するなどして、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼している。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて対象地域を首都圏、東海地方及び関西地方の計8都府県に限定したものの、再就職事例の多い業界などに対する集中的な周知が効果的と考えられることから、新たに業界団体を訪問先に加え、合計48団体を訪問するなどして制度の周知とともに協力を依頼した。この結果、各経済団体・業界団体等において、会員に対するリーフレットの配布や、会報誌、ウェブサイト、メールマガジン等への再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口を知らせる記事の掲載が行われた。



営利企業・団体に理解を促すリーフレット

### (3) 官民人材交流センターとの連携

国公法第18条の5において職員の離職に際しての離職後の就職の援助は内閣総理大臣の事務と位置付けられており、当該事務は、内閣府設置法第40条第2項及び国公法第18条の7に基づき内閣府に設立された官民人材交流センター（以下「センター」という。）に委任されている。センターの職員が職務として行う場合は再就職規制の例外とされており、センターにおいては、平成31年1月から、企業・団体等の求人情報や再就職を希望する職員の求職情報を収集し、相互に提供することで自主的な求職活動を支援する「求人・求職者情報提供事業」を実施している。

職員の適切な再就職を促進するためには、再就職規制の遵守状況を監視

する委員会と適法な求職活動を支援するセンターが連携して周知・広報活動に取り組むことが効果的であることから、経済団体・業界団体等への制度周知・協力依頼を連携して行うとともに、令和2年度における再就職等規制に関するパンフレットの改訂においては、センターが実施している再就職の援助についての紹介を盛り込むといった取組を行った。